

答申書

当委員会では、石木ダム建設事業にかかる事業評価監視委員会として、国土交通省が定める要領に基づく諸項目について審議を行った。

審議にあたっては、水道が憲法の「生存権の保障」を構成する中で最も基礎的な生活インフラ・都市インフラであり、常時給水の義務を担っていることを踏まえ、また、佐世保市水道事業経営の根幹となる経営戦略の方向性や今後の事業経営のあるべき姿を見据えたうえで、ゼロベースで慎重に議論を行い、委員各位から様々な意見が交わされた。

まず、水需要予測については、過去の渇水等の実態、市の総合計画等の上位計画やアフターコロナの社会情勢、非常時の対応等の様々な視点から検証され、量的安全性を確保しつつ各所において必要最小限度の開発水量とする配慮が講じられており、総じて、地域の実情に即した適切な推計と認められ、計画取水量に対する水源不足量約4万 m^3 /日は妥当な開発規模であると評価する。

ただし、防災の視点からは、過去に実際に起こった寒波災害が今後は生じ得ないとの想定による算定は楽観的であり、「必要最小限度」を優先し、インフラとしての量的安全性が損なわれている可能性があることを指摘しておく。

約4万 m^3 /日の水源確保の手段としては、現状において石木ダム案以外に現実的に実行可能な方策は認められず、非常に高い費用対効果が認められることから、当委員会としては、現行案（石木ダム建設事業）の事業継続が妥当であると考えます。

以上のとおり、事業再評価の各評価項目については妥当と認められるが、高い投資効果が認められる事業でありながら、通算10回もの工期延長が重ねられており、事業に対する事業主体の「やる気と覚悟」が欠如している

ように感じられるところであり、委員各位からも同主旨の意見が多数あったことから、答申にあたっての重要な意見として以下に示す。

水は、市民が社会活動や生産活動を通じて生計を立てていく上で不可欠なものであり、日本最西端に位置する佐世保市が健全に発展していくためには、水資源の十分な確保を早急に行い、産業を育てて若者が留まるようにしていくべきであることは委員各位も賛同するところである。

しかし、石木ダムは、約50年にわたって実現しておらず、その間に市民生活の水準向上や地域経済の成長の機会を逃してきた経過がある。水源確保の遅延は行政の諸政策を不確実なものとし、今後、さらに工期延長を重ねることは、市民や都市全体の不利益を重ねるものである。また、地元川棚町にとっても町民感情の分断を招く要因となっている。

さらに、既存ダムの老朽化は年々進行しており、埼玉県で発生した下水道の老朽化による大規模な陥没事故にも見られるように、更新・改修工事の実施は「待ったなし」の状況であり、事故や災害に対する市民のリスクが高まっていることは看過できない事実である。

加えて、水源確保は、水道施設再構築による統廃合等の起点となるものであり、水源確保の遅れは、将来の水道事業経営を圧迫することにも繋がり得るものである。

このように、水道事業全体、引いては市政全体の「未来」だけでなく、「今」既に大きなリスクを抱えている状況にあり、今後、いたずらに時間を重ねることは当委員会として許容できない。本来であれば、此度の事業再評価も必要としなかったはずで、今後、何ら進展が得られないまま同じような議論を重ねることは認め難いものである。

したがって、事業の継続にあたっては明確な期限を定め、確実な実行と進捗が得られることが重要であり、もしも事業の進展が得られない場合には、市政全体において別の進路を模索する必要性が生じ得るもので、場合によっては、長崎県の責任において別の水源確保を行うことを求めるなども考えられる。

よって、令和14年度完成とする今回の工期延長が「最後の工期延長」となるよう、本答申の内容が事業主体である長崎県と共有され、「やる気と覚悟」を具体的行動をもって示すとともに、その道筋を広く県民・市民に知らしめることを強く求めたうえで、当委員会としての「事業継続」の答申とするものである。

以 上

令和7年2月21日

佐世保市上下水道事業経営検討委員会